

秋田市告示第112号

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）第15条の4第1項第7号の規定により指定した土地の区域を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定により告示し、その関係図書を縦覧に供する。

令和4年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 変更した土地の区域

秋田市河辺赤平、河辺岩見、河辺大沢、河辺大張野、河辺北野田高屋、河辺三内、河辺神内、河辺高岡、河辺戸島、河辺豊成、河辺松渕、河辺諸井、河辺和田、雄和種沢、雄和平尾鳥、雄和妙法、雄和石田、雄和平沢、雄和椿川、雄和田草川および雄和芝野新田の一部の区域

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課